

建管第1075-3号
令和2年 1月15日

関係各団体の長 様

建設管理課長
総合技術センター所長

台風第19号に係る災害復旧工事における検査書類の簡素化について（通知）

令和元年12月23日付け建管第1003-3号で通知した「台風第19号に係る災害復旧工事の不調不落対策について」のうち、「4 検査書類の簡素化」における『検査に必要な書類』は下記のとおりとしましたので参考に送付します。

記

1 対象工事

令和元年発生土木施設災害復旧事業で実施する工事
(他の事業を合併して実施する工事を含む。)

2 検査に必要な書類

① 施工計画書	⑦ 品質管理図表
② 設計図書の照査確認資料	⑧ 材料承諾書
③ 施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑨ 工事写真
④ 施工体系図	⑩ 再生資源利用計画書、実施書
⑤ 工事記録	⑪ 再生資源利用促進計画書、実施書
⑥ 出来形管理図表	

※「検査書類の簡素化」とは、検査に必要な書類を限定するものであり、これら以外の書類の作成を要しないとするものではありません。(これら以外の書類は発注者が確認していることが前提です。)

※ 簡素化によって検査時に確認を要しない書類（検査に不必要な書類）は、評定の対象としません。

担 当：【災害復旧工事の不調不落対策に関すること】

建設管理課 技術管理担当 高野、黒河内、中野
電 話 048-830-5201

【検査書類に関すること】

総合技術センター 土木工事検査担当 嶋村、竹渕
電 話 048-788-2242